

27年12月議会

花とみどりの情報センター指定管理について

### 質問

吹田新選会、足立将一、通告に従いまして個人質問をいたします。

石川議員、ありがとうございます。いにしへの明德を天下に明らかにせんと欲する者は、まずその国を治めよ。その国を治めんと欲する者は、まずその家を整う。その家を整えんと欲する者は、まずその身を修む。その身を修めんと欲する者は、まずその心を正しくす。その心を正しくせんと欲する者は、まずその心ばせをまことにす。その心ばせをまことにせんと欲する者は、まずその知をいたす。知をいたすは物を正すにあり。

政治家としてよりよくあるべきだと私は思い、身を修めることに必死になっておりましたが、これからは家を整えることにもしっかりと善処してまいります。立派な政治家となって吹田市政にかかわれるように努力してまいりますので、今後ともよろしく願います。

それでは質問に入ります。

先日決算審査が終わりましたが、その場で十分議論できなかったことや長年懸念であった問題について伺います。まず、花とみどりの情報センターの指定管理についてでございます。

花とみどりの情報センターは現在2カ所ございます。江坂公園内の江坂市民サービスコーナーと江坂図書館との併設の江坂花とみどりの情報センター。そこでは月に二、三回の講習と年に1回のペゴニア展、週に2回、10時から16時まで1時間休憩ありの園芸相談、展示室の管理を行っていただいております。

千里ニュータウンプラザ1階の千里花とみどりの情報センターでは月3回から4回の講習と、こちらは絵はがき等の展示会を積極的に、週に3回、10時から16時まで1時間休憩ありの園芸相談をしていただいております。

貸し施設も行っておられるとのことですが、それぞれのセンターにおける貸し施設の、指定管理者が主催する事業での利用を除いた利用実績及び減免制度適用外の利用実績についてお聞かせください。

### 松本利久道路公園部長

吹田市花とみどりの情報センターは千里と江坂の2館がございます。平成26年度(2014年度)におきましての、貸し館としての利用実績でございますが、減免対象につきましては、公用や市民講習等の使用により、千里が98件、江坂が304件、また、減免対象外につきましては、地元自治会等の使用により、千里についてはございませんが、江坂が52件となっております。

吹田市花とみどりの情報センター条例に規定されております設置目的を鑑みれば、貸し館

の業務につきましては、施設の副次的な利用と捉えているところでございますが、広く市民が利用しやすい施設のあり方としましての検討は、今後行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

#### 質問

まず、この貸し館について、千里について伺いたいんですけども、減免制度適用外の利用がゼロということですが、その原因については担当部長、どのようにお考えでしょうか。

#### 松本利久道路公園部長

減免利用がゼロといたしますのは、通常公的な利用に即するものではない、一般的な、趣味的なといたしますか、そのような利用がそのような状況に当たると思います。

そのようなことにより、減免しないことにより、当然料金が高いわけですから、その辺で利用を控えていると思っております。

#### 質問

そのとおりなんですよ。花とみどりの情報センター、貸し館を利用しようと思うと午前 10 時から 12 時は 3,300 円、午後 1 時から 6 時は 8,100 円となっております。複合施設のね、ややもすると欠点かもしれませんが、上の階のラコルタだと、お昼の時間、花とみどりの情報センターが 8,100 円のところをラコルタでは 1,600 円、千里市民センターでも多分これは花とみどりよりも少し広くて 1 時から 5 時で 4,600 円という形で花とみどりが高過ぎるので、いやそこを使うんやったら、絶対上使うよねっていうふうな、当たり前のことなんですよね。

そういう状況で、減免適用でも 98 件で、減免適用外だとゼロ件となっていて、南千里駅前の一等地のあの部分の施設の貸し部屋については 80%、年間利用がないということなので、これは非常に大きな問題だと思います。このことについては後ほども指摘させていただきます。

決算審査ではですね、コストに関して指摘をさせていただきました。行政コスト計算書によると、経常費用 7,026 万 4,000 円、開館 1 日当たり 23 万 8,183 円のコスト、行政コスト計算書にはございませんが、講習会の受講者及び緑化相談者数で計算した場合、1 人当たり約 2 万円のコストがかかっています。

この議論をした際に、市長は千里ニュータウンプラザの P F I のことを原因として挙げられたのですが、百歩譲って指定管理料 2,962 万円で計算したとしても 1 人当たりのコストは約 9,000 円となってしまいます。とはいえ、講習会や緑化相談以外にも事業をしておられると思いますので、人や情報をネットワーク化し、花と緑の情報発信基地を目指しておられた事業の具体的な成果についてお聞かせください。

## 松本利久道路公園部長

事業の具体的な成果についてでございますが、吹田市花とみどりの情報センター条例に規定されております設置目的を達成するための事業としまして、千里と江坂の両館で継続して実施しております緑化に関する相談業務の利用者数及び講習会の受講者数におきましては、平成 24 年度（2012 年度）以降、年々増加を続けております。

講習会の会場につきましても、両施設内のみならず、公民館を中心とした 35 件の出前講習会への展開を図っております。年齢や性別、また季節に応じたものを初め、専門的な内容に至るものまで、利用者のニーズに対応するさまざまなメニューを開催しております。特に、緑に関する知識や技術等を習得し、今後、市民ボランティアとして、あるいは市民に対するリーダー的な存在になっていただくための市民養成講座を実施し、延べ 249 名の方の御参加がございました。

また、花と緑に関する情報の提供としましては、市民等を対象とした花とみどりの情報センターの施設紹介パンフレットを初め、講習会や展示会及び花と緑のフェアなどのイベント開催をお知らせするチラシの作成が 71 件、インターネットのホームページや市報への掲載等、各種媒体により幅広い迅速な情報発信と PR に努め、そのほかに、市内中学生を対象としました職場体験学習の中での環境教育を 2 件、ボランティア団体への資器材提供、活動支援等を実施しました。平成 26 年度（2014 年度）からは、街路樹の大切さと必要性を再認識していただくことを目的とした街路樹写真コンクールを創設し、花と緑のフェア開催時に入賞作品の展示と表彰による普及啓発を行っております。

指定管理者制度の目的は、民間事業者のノウハウを活用した市民サービスの向上や管理費の節減により、費用対効果の向上を図っていくものと考えております。今後も制度の趣旨に沿うよう、一層のコスト縮減を意識しながら、事業展開を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

## 質問

今説明いただいた事業は、2 館合わせてのことでございます。相談業務と講習会の受講者合わせておよそ 3,500 名、公民館を中心とした 35 件の出前講習、あと市民養成ですね、これ延べとなっておりますが、実際は 20 回ほど、通年でございますので、その人数はあらかた計算できると思います。あとチラシの作成が 71 件、あと中学生に対する環境教育が 2 件と、その他ございましたけども、市長、7,000 万、先ほども申し上げましたけど、コストをかけて、事業成果がこれというふうに挙がっておるんですけども、その現状についてはどのようにお考えでしょうか。

## 松本利久道路公園部長

市長にとのことでございますが、担当部よりお答え申します。

成果ですけれども、非常に千里及び江坂については施設そのものの維持管理費用もかさんでおります。特に千里につきましては、議員御指摘のように千里プラザという特異な状況もございます。また、公園に存在するのと、また公園に存在しないところのその辺の差異もあるかと思えます。

ただ、今日、緑に対しての市民のニーズは非常に高いものがございます。その上で、市としては花と緑と憩いの空間を創出する施策を積極的に展開する上で、非常にこの情報センターの寄与するところは大きいと考えております。

以上でございます。

### 後藤圭二市長

率直に御答弁申し上げたいと思うんですが、もし、この花とみどりの情報センターが吹田に1カ所もなければと考えると、緑を広げていく、花を広げていく拠点が無いということで、これは非常に行政として進める上でも拠点が無いというのは非常に厳しいこととなります。

ただ、今御指摘のように、江坂の中心、それから南千里の駅前に両拠点があります。そこに御指摘のように大きな予算がかかっております。それによる費用対効果という視点からいいますと、私はまだまだ可能性が残っていると思っております。そういう意味で、前職、道路公園部長だったんですが、花とみどりの情報センターの大改革をということでずっと内部で議論をしまっていました。

特に南千里の花とみどりの情報センターのあり方につきましては、駅前ということもあわせて、大きな可能性を秘めている、現在、どう生かしていくかということ、PFIで拠点を構えておりますから、なくすという選択はないんですが、より有効に使っていききたいと、都市の魅力を上げていく拠点にしたいと、そのように思っております。

以上です。

### 質問

ありがとうございます。花とみどりの情報センターの立地、先ほどね、施設の管理の費用のこともおっしゃってましたけれども、立地を考えると、非常にもったいないなっていうふうに私は感じるんです。

例えば江坂、江坂公園は毎週末非常に多くの親子連れでにぎわっております。仮にあの場所が親子向けの事業をやる空間、育児教室やお母さん方の憩いの場であれば、まさしく需要にマッチしたすばらしい施設になるはずなのになでありますとか、南千里も駅前一等地でございます。ほかの階と調整すれば、一時預かり事業や、物理的に可能であれば小規模保育施設。あの地域は保育施設が決定的に欠けておりますから、市民のニーズを満たす空間を創出できる可能性もあるのです。

そんな中で、市長が引き続き5年間の指定管理を政策決定された。残念に感じるんですけども、既に指定管理の募集を終えて選考に入っている段階なので、2点提案させていただきます。

1点目は人材育成。人材育成の成果を徹底的に求めていただきたいということです。今回、先ほど市長もおっしゃられましたけども、市内部でも花とみどりの情報センターについては、事業評価の結果、見直しがかかりました。見直しには2種類ございます。費用対効果が合わない判断された場合は経費を下げる、あるいは効果を上げる努力をする。

今回は市長は後者を選択されました。緑に対する意識が高い市長の方針なので、成果を見せていただきたいと考えます。事業の再検討の結果、緑のシンクタンクの運営、緑の人材バンクの運営、緑のコラボの運営など、市民養成を前提とした事業実施を求められております。この事業に対する成果を徹底的に求めてください。

例えば、公園の除草や剪定業務は現在業者に委託しておりますが、緑あふれる未来サポーター事業等市民による管理の拡大で緑化整備事業費を削減するなど、目に見える成果を求めてください。

あるいは同僚議員からも指摘がございました、駅前の放置された緑地をボランティアに管理していただくなど、緑については市民の力で管理するという空気をつくってほしいのです。人材育成なので長期間かかるという意見もあるかもしれませんが、年間一般財源繰り入れ約六、七千万、5年で3億円の事業です。高コスト事業ですので、それぐらいの成果を5年間で求めるべきと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

### **松本利久道路公園部長**

市長にとのことでございますが、まずは担当より御答弁申し上げます。

今後の吹田市花とみどりの情報センター管理運営の考え方としまして、千里につきましては、調査や研究及び情報発信を行う産官学連携で組織するシンクタンク化した組織を緑のシンクタンクと位置づけ、事業内容の特化を図ってまいりたいと考えております。

また、江坂につきましては、引き続き講習会や展示会等の普及・啓発業務を維持しつつ、その参加者を育苗、苗を育てるですけれども、や維持管理等の緑に関するサポーターとしてボランティア活動を行っていただくよう誘導してまいります。

このようなボランティアの方々に対しまして講習会を開催し、さらなる高度専門的な知識、技能を習得していただいた市民をアマチュアナチュラリストと位置づけ、調査・研究主体としての緑のシンクタンクからの提案をスピーディーに受け取る実践主体として位置づけられた緑の人材バンクとして登録していただき、緑のまちづくりを推進していく体制を構築していきたいと考えております。

このような緑のまちづくりを進めていく中で、自治会やNPO等の方々との主体との交流が発生し、将来的には地域全体のマネジメント的な展開も見据えた地域連携につながっていく関係を緑のコラボと位置づけ、展開していきたいと考えております。

議員の御質問にもございましたように、市民協働としての緑あふれる未来サポーター事業による市民との連携は、これまでの道路や公園、緑地における維持管理活動等、緑とのかわりをさらに深めていく仕組みづくりに不可欠なものであると考えており、さまざまな関係性の中で、さらなる活動の場の提供を進めてまいり所存でございます。

求められる成果についてでございますが、まずは5年間の指定管理期間の初年度におきましては、指定管理者と市の創意工夫の上、このような体制を具体化するための全体計画を策定していくスケジュールを予定しております。

特に、樹木健全度緊急調査事業等で専門家による樹木の健全度を調査します。その後、今度この情報センターによってリーダー的な存在となっていただくような市民が出てくれば、また、そのような市民においてですね、樹木の定期的な定点観測または定時観測をしていただくことで、吹田市の緑の管理のより一層の重層化が図られると考えております。このようなことを今後展開していきたいと考えております。

以上でございます。

### 後藤圭二市長

ただいま費用対効果の視点から御質問をいただきました。2点あると思うんですが、一つは今部長が御答弁いたしましたように、リーダーの育成、それが個人にとどまってないか、本当に地域でリーダーだとして活躍していただいているかということに関しましては、私も不十分であると思っております。ただ、リーダーが必要であるということは十分認識をしております、新たな手法、工夫が必要だと考えております。

もう一つの費用対効果、それはハード面に関することですが、それと事業推進なんですが、特に、この千里花とみどりの情報センターにつきましては、費用対効果ということを強く意識をいたしまして、このセンターがPFI方式により建設をされ多額の後年度負担を我々が抱えたその限りには、本市の緑政策を推進する上で、より効果的な事業を展開すべしと判断をいたしましたものでございます。

千里が担うシンクタンク機能と、江坂の人材バンク機能の両輪により、緑のまちづくりの実践に向けた推進体制を構築してまいりたいと考えております。

もう一つ、緑の維持管理に対する費用対効果の御指摘もございました。ただ、緑が相手だけに、その維持管理コストを回収する成果を短期間に上げることはできませんが、高い市民ニーズに支えられた本市の誇りでもある緑の豊かさを、さらに魅力あるものにするための企画を生み出し、推進をするエンジンとして機能させたいと考えております。

以上でございます。

### 質問

緑の維持管理の費用の話なんですけども、よくね、草を刈ってほしいという声を市民からいただくんですけど、予算の都合上、年2回しかできないということで、やむなく置いて

いるという状況を改善するためには、これ以上経費をかけないのであれば、市民の活用と  
いったら失礼かもしれませんが、ボランティアに御協力いただくということでござ  
いますとか、そういう何かこう、このリーダーを育てるであるとか、事業をしたことによ  
って、ああやっぱりよかったねと、やってよかったねって、今はね、せっかくリーダー、  
育成を今もされてるんですけど、受け皿がないので全然目に見えてこないんですよ。そ  
れが目に見える形になるように、その努力を必死にやっていただきたいんです。

別に、私、事業自体はね、否定はしないんですよ。どれも大事な事業ですし、例えば江  
坂ですと、長年続く事業で職員の思い入れもございますでしょうけども、それを客観的に  
判断するための財務諸表作成だったと思うんですよ。だからこそ費用対効果、施設のあ  
り方もおっしゃられました。果たして貸し館もつけたあの場所じゃなきゃいけないのか。  
それは他の階との兼ね合いもありますので、別の機会に、総合的な観点で質問はしたいと  
思っておりますけども、そういった抜本的といいますか、本当にその費用対効果で必要な  
面積であるとか、そういうことも考えながら、事業を今後進めていっていただきたいと思  
います。

2点目なんですけども、江坂花とみどりの情報センター指定管理の協定における指定管理  
期間変更可能性の明記をしてほしいということです。

我が会派では石川 勝議員が江坂公園地下駐車場の活用について質問をさせていただきました  
が、当センターは複合施設という特性上、地下駐車場とのかかわりも重要となると想  
定されます。

この地下駐車場の活用方法を検討するに当たっては、固定概念から脱却し、江坂の魅力を  
高めるという目的からも、今回組織改正がなされれば、例えば仮称をつけて、まち産業活  
性部の後継組織で周辺団体とも既に接点のある都市魅力部、あるいは全庁的に検討する  
という意味で行政経営部に当該地下駐車場の所管を変更すべきと考えますが、市長、いかが  
でしょうか。

### 後藤圭二市長

江坂地下駐車場の今後につきましては、江坂地区の再活性化の起爆剤にならないかという  
思いもありまして、さまざまな方面に利活用を促しているところでございます。

いずれの部署がこれを所管をいたしましたとしても、江坂地域のニーズとの調整、事業者  
の発掘、都市公園法による規制、市の財産活用の観点など、ただいま御指摘いただきました  
ような複数の部署が連携をしないと、利活用計画は進みません。副市長のマネジメント  
のもとで都市デザインの観点から、今後のあり方を検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

### 質問

どこがね、事務局になるかっていうのは、私は非常に大事だと考えておりまして、例えば

決算審査で私、質疑しておりますも、やはり、担当委員会ごとに全然やっぱり会場の空気といいますか、委員会室の空気は違ってまいと思います。例えば江坂地域の再活性っていうことを最もメインに置くのであれば、やはりそこを担当する部署が事務局になったほうがより話は進んで、よりいい話になっていくと私は考えますので、検討をお願いいたします。

この駐車場の活用に関しては、なるべく制約を外して考えられる環境を整えるべきだと考えます。となった場合に、今回江坂花とみどりの情報センターが5年の指定管理という状況はややもすると複合施設の一体活用という観点を持ち出すに当たって、足かせとなる可能性が非常に高いと考えます。

千里との合同での管理や既に5年で募集しているという状況から、今から二、三年に縮めるというのは現実的な提案ではございませんので、先ほど申し上げました協定の際に変更可能性の明記をお願いしておきたいのです。

具体的には地下駐車場の活用において必要となった場合には、指定管理期間を容易に変更できるような規定整備をすることで、訴訟リスクを避けるとともに、迅速に事業展開できるようにしておくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

#### **松本利久道路公園部長**

指定管理期間の変更規定についてでございますが、議員の御質問でございますとおり、現在の指定管理者の指定管理期間が平成27年度（2015年度）に終了することにより、引き続き平成28年度（2016年度）から5年間を指定管理期間とする新しい指定管理者候補者を選定する募集期間が既に終了し、引き続き選定手続に移る段階を現在迎えております。指定管理期間の変更手続の規定についてでございますが、応募者は指定管理者募集要項の内容に沿った提案をされるものであり、指定管理期間の年数につきましては、団体の収支や人事を初め、指定管理者として実施する業務内容や事業展開の構想を策定する上で多大な影響を持つものと考えられるため、期間途中での年数の変更は、指定管理者にとって困難であると推測されます。

指定管理業務においては、予算成立後、単年度ごとに市と指定管理者の間で年度協定書の締結を行い、業務内容等を定めることとなります。先ほど申しましたとおり、花とみどりの情報センターにつきましては、本市の緑政策、景観形成等に多大な影響を及ぼし、非常に有意義な施設であると考えております。

しかし、今後、指定管理者との間において当初予想しなかった、想定しなかった事態が生じた場合につきましては、今後、議決を経た後、指定管理者の指定管理期間が始まる平成28年度以降に、指定管理業務の変更を余儀なくされるような地下駐車場の活用が決定された場合には、指定管理期間を変更することに対して、その変更手法について模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。



## 意見

先ほどの答弁からもわかったとおり、やはりね、道路公園部が所管にしてるとどうしても花とみどりの情報センターありきで頭が動いてしまうのかなということもございますので、対応していただきますようお願いします。あと、指定管理の期間についても、なるべく善処していただきますように要望いたします。

27年12月議会

南吹田地域地下水汚染拡散状況調査業務について

### 質問

やすらぎ苑については時間があればということで飛ばさせていただきます、次に、南吹田地域地下水汚染拡散状況調査業務について伺います。

南吹田地下水汚染の浄化については、かねてより要望してまいりました。しかし、平成25年9月に提案された案は34億円もの巨額事業であるにもかかわらず、そもそも浄化の確実性について不明であり、浄化に何年かかるかわからないというものであり、投入する税金と失敗するリスクを勘案した結果、反対し、その後の対策についても汚染原因の蓋然性が高い企業の協力体制が明確でない状況であったため、反対いたしました。

まず、この汚染問題の基本的な部分について、改めて質問いたします。

この汚染による住民への健康影響についてお聞かせください。また、仮に当該汚染物質を摂取した場合の健康へのリスクについて及び当該物質が気化した場合に与える健康への影響、当該基準は具体的にはどのような環境で、仮に地震等で汚染地点が液状化した場合のリスクについてお聞かせください。

### 今川学環境部長

南吹田地域の地下水汚染に関する住民への影響についてでございますが、汚染地下水を直接飲用しなければ健康影響はなく、周辺地域に家庭用井戸として地下水を飲用に供している井戸はないことから、直ちに住民への健康影響はございません。

当該汚染物質の一つである塩化ビニルモノマーを摂取した場合の健康影響へのリスクについてでございますが、人の成人は1日に水分として約2.5リットル摂取する必要があると言われており、人が70年間、毎日2リットル飲み続けた場合、発がんの危険率が10万分の1とされています。ただし、年齢や体調等も考慮する必要があると考えています。なお、当該地域の塩化ビニルモノマーの汚染状況は、環境基準値の100倍を超える高濃度範囲も存在しております。

当該汚染物質が気化した場合に与える健康への影響についてでございますが、塩化ビニルモノマーは発がん性を有し揮発性が高い物質であることから、学識経験者からは、当該地域の地震による液状化や大規模な開発に伴う開削が行われ、地表面に露出した場合、大気中の濃度が一時期に上昇する可能性があるとの御意見をいただいております。よって、有害物質である塩化ビニルモノマーの大気環境への暴露の可能性を考慮すれば、事前に取り除く必要があると考えております。

当該汚染物質の大気に関する基準については、大気環境の指針値として、塩化ビニルモノマーは年平均値10マイクログラム/立方メートルと設定されております。よって、当該事案は、年平均値の大気環境として定められている指針値と比較することはできないと考え

ております。

なお、当該地域の汚染物質の揮発による大気濃度については、暴露範囲や気象条件等のさまざまな条件を加味する必要があるため、推計することは非常に困難であると考えております。

以上でございます。

## 質問

汚染地下水を直接飲用する状況ではないので、健康への影響っていうのは直ちにないということなので安心しております。

あとですね、学識経験者がしきりにね、危険だといいますか、おそれっていう言葉を非常に使うんですけども、じゃあどれぐらいのおそれなんだということで、リスクがね、何パーセントなんだと。100%なのか1%なのか0.0001%なのかっていう、そのリスクについてはわからないっていうことで、危険だということだったら誰でも言えるだろうっていうことに対して、学識経験者に対して私はいら立ちを覚えております。

次に、民有地である当該汚染を市が公費を負担して浄化する法的根拠及び現在汚染されている垂直距離及び泉浄水所における地下水取水池の垂直距離についてお聞かせください。

また、汚染が地下水取水池に到達する可能性及び年数についての想定もお聞かせください。

## 今川学環境部長

民有地を市が浄化する法的義務はございません。ただし、市の顧問弁護士からは、市が法的に義務がなくても、環境の保全等に有用な諸施策の実施が期待されており、実施の程度に関しては、その裁量に相当程度委ねられているとの御意見をいただいております。

現在、環境部が把握している地下水汚染深度で最も深いところは、おおむね地表面から約14mでございます。一方、水道水源である泉浄水所でくみ上げている地下水の深度は約200mでございます。

地下水汚染が水道水源に到達する可能性についてでございますが、平成20年度（2008年度）に実施した市の調査結果及び学識経験者の見解から、鉛直方向からの水道水源への汚染が到達する可能性も考えられるとの認識を持っています。しかしながら、汚染到達までの年数については当該地域の地質構造等が複雑かつ不明な点が多いことから、現在、市が保有している調査結果等の資料では想定することはできません。

また、コンサルタント会社からは、莫大な費用をかけて水道水源への汚染到達の可能性を調査しても有効な調査結果が得られるとは限らないとの御意見をいただいております。

以上でございます。

## 質問

これも先ほどと一緒なんですよ。到達する可能性が考えられると。ただ、それがどれぐ

らいのリスクがあるのかということについては学識経験者は一切何も言っていないということで、それもね、誰でも言えるだろうということなので、またこれも同じことでございます。

でございますね、地下水及び土壌における汚染原因者負担の原則というものがございまして、その内容及び趣旨についてまずお聞かせください。

#### 今川学環境部長

まず、汚染原因者負担につきましては、環境基本法第 37 条に示される理念規定であり、環境保全に係る費用について、汚染原因者がその程度に応じて負担するという規定でございます。

以上でございます。

#### 質問

基本的には汚染原因者がその程度に応じて負担ということが原則となっておりますけれども、当該汚染については、汚染原因者は特定できておらず、汚染原因の蓋然性が高い企業というものが今判明しているという状況でございます。

環境部の姿勢としては、汚染原因者負担の前提でおられるのでしょうか。同僚議員への答弁では、訴訟についての可能性も示唆されておりましたが、基本的には合意形成を求めておられるということでしょうか。

#### 今川学環境部長

基本的には合意形成を求めておまして、それがどうしてもいかないという場合には訴訟も前提に検討すると、そういうことでございます。

進捗状況ということでお答えさせていただきます。

#### 質問

すみません、一つ目の質問はですね、汚染原因者負担の原則っていうものがあるじゃないですか。それを前提に、一応話を進められるということでしょうか。

#### 今川学環境部長

環境基本法の第 37 条に定められておる汚染原因者の原則ということをお前提に作業を進めているということでございます。

#### 質問

協議も非常に長期にわたっておりまして、大変な業務だとは思いますが、税金を投入するということはどういうことを意味するのかということも考えて、業務を続けていただ

ければと思います。たればというものはございませんけども、汚染原因の蓋然性の高い企業が自社敷地内で行ったのと同様に、汚染発覚後すぐに曝気による浄化処理をしておれば、低コストかつ早期解決ができていたと考えれば、当時の対応の誤りについての責任は非常に大きいものです。

問題が大きくなる前の早期対応がいかに大事かということは、どの場面においても適用される教訓です。

さて、今回は既に大きくなってしまった問題の対応ですが、地下水汚染には土壌汚染も付随するものです。浄化措置を行ったとして、全ての箇所において基準値を下回るような浄化は物理的に可能なのでしょうか。

今回調査の予算が提案されておりますが、調査の目的及び調査によって得た情報により、どのような対応を考えているのか。矢板等の対応ということも都市環境防災対策特別委員会の場で発言があったように思うのですが、それは税金の支出及び費用対効果の観点から市民理解が得られるものなのでしょうか、お聞かせください。

### 今川学環境部長

対策を講じた場合の当該地域の浄化が物理的に可能かとのことをございますけれども、無尽蔵に時間と費用を費やせば完全浄化は可能と考えますけれども、市街地であることや経費等の現実的な対応を考慮しますと、非常に困難であると認識しております。まずは、汚染の広がりをとめた上で、学識経験者の御意見も踏まえ、浄化目標を設定し、効果的な対策を検討してまいりたいと考えております。

本調査の目的では、汚染北東部の観測井戸ナンバー11 周辺で汚染地下水の鉛直方向への落ち込みが推察されることから、ナンバー11 周辺での汚染拡散防止対策が急務であると考えまして、効果的な対策を立案するに当たり、ナンバー11 周辺の地下水位及び汚染状況を詳細に把握し、対策の基礎資料とするものでございます。

また、対応については、現時点では落ち込み箇所手前での汚染地下水のくみ上げなどを想定しておりますけれども、本調査結果を踏まえまして、地下構造物の状況や費用対効果を十分に考慮し、学識経験者の意見も踏まえ、市民理解が十分得られるよう具体的な対応について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

### 意見

第2帯水層への落ち込む手前で取水するのか、あるいは高濃度の地点で取水するのかという部分については、専門家に話を聞けばいいと思いますけども、しっかりと議論して、また御報告、お願いいたします。

27年12月議会

管理責任の在り方について

### 質問

次にですね、管理責任のあり方について伺います。

総務部長、今回は業務執行上における問題発生管理責任について伺います。

職員が業務の上で刑法に触れると思料される事態に遭遇した場合、当該職員に告発の義務は生じるのでしょうか、総務部長、お答えください。

### 岡本善則総務部長

突然の質問ですので、混乱をしておりますが、刑事訴訟法の規定に抵触するおそれがある職員の疑惑があった場合、告発する義務が本市に存在するかということでございますか。

今、議員おっしゃっておられますその刑事訴訟法はいわゆる罪刑法定主義に基づきまして、容疑者たる人ないし法人も含まれるかもわかりませんが、そういう容疑者を適正手続ののちとって、その訴訟手続に進めるための法令だというふうに考えますので、それについてはいわゆる公安警察権限を、検察権限を保持している組織体が行うべきものであろうかと推察いたしますので、そういう意味では、本市が直接その刑事訴訟法の関連での告発をするということはないのではないかと考えます。

以上です。

### 意見

すみません、突然指名して申しわけございませんでした。

刑事訴訟法第239条の第2項にですね、刑法に触れると思料される事態に遭遇した場合は、地方公務員は告発の義務が生じるっていうふうに義務規定として定められておりますので、例えば、職員が業務執行中犯罪と思料される事態に遭遇すると告発はしなければならないということなんですけども、今議会においてですね、同僚議員の質問とその答弁を伺っていて、刑法に触れるおそれがあるのではないかと思料される事柄が議場で明らかになりました。全議員及び全理事者が知ることとなった今、うやむやで済みましたでは許されないもので、担当部におかれましては十分調査された上で対処していただきますようによりしくお願いいたします。

27年12月議会

やすらぎ苑業務委託について

### 質問

最後にですね、時間がございますので、やすらぎ苑のことについて伺いたいと思います。業務委託の内容についてです。この件については福祉環境委員会における今年度予算審議において触れ、決算でも触れました。現在、やすらぎ苑において委託している業務及び非常勤職員が行っている業務についてお聞かせください。

### 今川学環境部長

吹田市立やすらぎ苑における委託業務の内容については、大きく分けまして、施設管理業務と火葬業務がございます。

施設管理業務につきましては、やすらぎ苑周辺緑地の除草剪定や施設の警備業務等でありまして、火葬業務につきましては、日常の火葬炉の点検業務から、御遺体の引き受け、搬入、火葬執行、また、医療に伴う廃棄物の動物の死体の引き受け、焼却業務等でございます。

次に、非常勤職員が行っている業務についてでございますけれども、日常的な施設管理業務、具体的には、やすらぎ苑駐車場や施設内の炉前ホールや待合室、トイレ等の清掃や火葬に係る受付業務のほか、火葬証明等の証明書発行業務等も行っております。

以上でございます。

### 質問

この非常勤の職員については人件費が1,064万かかっているということなので、何とかならないのかなということで、いろいろ質問させていただいた結果、さきの質疑では指定管理についても検討しているということでございました。当該業務を指定管理にするメリット及び委員会答弁で27年度中に行うとおっしゃっていた検討結果についてお聞かせください。

### 今川学環境部長

まず、指定管理のメリットについてでございますけれども、業務委託ではなく指定管理にすることで、非常勤職員を配置しなくても火葬証明等証明書発行の業務を実施することができます。

また、吹田市立やすらぎ苑の2階に待合所を設置しておりますけれども、利用者が少ないというのが現状でございまして、民間のノウハウを活用し、自主事業も含め、施設全体のより効果的かつ効率的な管理運営を行うことが指定管理への移行するメリットであるというふうに考えております。

次に、平成27年3月議会の福祉環境常任委員会で、業務選定の課題解消に向けて動きたい

と答弁いたしました件でございますけれども、火葬業務につきましては、やすらぎ苑は市民生活に密着した施設であり、元日を除き毎日稼働し、また、高熱を発生する特殊プラントであることから、施設の安定的運営のため随意契約により業務委託を行ってまいりました。しかしながら、契約の透明性、公平性確保の観点から検討を進めてまいりました結果、指定管理に移行するためには、まだ条例改正を初めとする種々検討を要するため、来年度は入札による業務委託としていきたいと考えているものでございます。以上でございます。

### 意見

まずは、随意契約を入札に変えるということで、その後、指定管理についても積極的に検討されてるということでございます。費用削減ですね、小さな積み重ねだと思いますので、少しずつ頑張ってくださいますよう要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。